

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

新潟県教育委員会規則第1号

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則
(博物館登録等の手続に関する規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「㊦」を削る。

- (1) 博物館登録等の手続に関する規則(昭和27年新潟県教育委員会規則第2号)別記第1号様式、別記第2号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式
- (2) 新潟県政記念館規則(昭和50年新潟県教育委員会規則第4号)別記様式
- (3) 新潟県文化財保護条例施行規則(昭和51年新潟県教育委員会規則第8号)別記第1号様式及び別記第4号様式から別記第17号様式まで
- (4) 新潟県立近代美術館規則(平成5年新潟県教育委員会規則第5号)別記第2号様式及び別記第3号様式
- (5) 新潟県埋蔵文化財センター規則(平成8年新潟県教育委員会規則第12号)別記様式
(新潟県教育財産等管理規則の一部改正)

第2条 新潟県教育財産等管理規則(昭和38年新潟県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「同条第3項ただし書」を「同条第2項ただし書」に改める。

別記第1号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注中「用紙の大きさはB列5番とする。」を削る。

別記第2号様式中「㊦」、「平成」及び「用紙の大きさはB列5番とする。」を削る。

別記第3号様式中「平成」を削る。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(昭和43年新潟県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「平成」を削る。

別記第2号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項を次のように改める。

- 1 「5 療養を受けようとする指定医療機関」の欄には、請求者が療養を受けようとする指定医療機関の住所および名称を記載し、現在療養を受けている指定医療機関を変更しようとする場合には新旧の指定医療機関の住所および名称を記載すること。

- 2 年月日の記載には元号を用いる。

別記第3号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

- 7 年月日の記載には元号を用いる。

別記第4号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

- 5 年月日の記載には元号を用いる。

別記第5号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

- 7 年月日の記載には元号を用いる。

別記第6号様式中「氏名_____印」を「氏名_____」に改め、「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

- 4 年月日の記載には元号を用いる。

別記第7号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

- 7 年月日の記載には元号を用いる。

別記第8号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項を次のように改める。

- 1 請求者は※欄には記入しないこと。

- 2 年月日の記載には元号を用いる。

別記第9号様式中「平成」を削り、同様式の注意事項を次のように改める。

- 1 請求者は※欄には記入しないこと。

- 2 年月日の記載には元号を用いる。

別記第10号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

- 4 年月日の記載には元号を用いる。

別記第10号様式の2中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

- 5 年月日の記載には元号を用いる。

別記第11号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

7 年月日の記載には元号を用いる。

別記第12号様式中「氏名_____印」を「氏名_____」に改め、「平成」を削り、同様式の注を次のように改める。

1 請求者は※印の欄には記入しないこと。

2 年月日の記載には元号を用いる。

別記第13号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

6 年月日の記載には元号を用いる。

別記第14号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

4 年月日の記載には元号を用いる。

別記第15号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

4 年月日の記載には元号を用いる。

別記第16号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

5 年月日の記載には元号を用いる。

別記第17号様式中「氏名_____印」を「氏名_____」に改め、「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

3 年月日の記載には元号を用いる。

別記第18号様式中「平成」を削る。

別記第19号様式中「平成」を削り、同様式の記入要項に次のように加える。

10 年月日の記載には元号を用いる。

別記第20号様式中「平成」を削り、同様式の記入要項に次のように加える。

7 年月日の記載には元号を用いる。

別記第21号様式中「氏名_____印」を「氏名_____」に改め、「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

3 年月日の記載には元号を用いる。

別記第22号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

3 年月日の記載には元号を用いる。

別記第23号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

4 年月日の記載には元号を用いる。

(新潟県教育財産事務取扱規則の一部改正)

第4条 新潟県教育財産事務取扱規則（昭和48年新潟県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項第2号中「第26条第7号」を「第25条第7号」に改める。

別記第1号様式から別記第8号様式までの規定中「㊦」を削る。

(教育職員の免許状に関する規則の一部改正)

第5条 教育職員の免許状に関する規則（平成元年新潟県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第7項第2号及び第9項第2号、第4条第1項第3号イ、第6条第2項第1号、第9条第1項第2号ア、第2項第2号ア及び第3項第2号ア並びに第10条第1項第2号ア、第2項第2号ア、第3項第2号ア及び第4項第2号ア中「(別記第5号様式)」を削る。

別記第1号様式中「平成」を削る。

別記第3号様式中「平成」及び「㊦」を削る。

別記第4号様式中「平成」を削る。

別記第4号様式の2中「昭和」及び「平成」を削る。

別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式 削除

別記第6号から第9号様式まで、別記第11号様式、別記第12号様式、別記第15号様式及び別記第16号様式中「平成」を削る。

別記第17号様式中「平成」及び「㊦」を削る。

別記第20号様式及び別記第23号様式中「平成」を削る。

(技能教育施設の指定の申請等に関する規則の一部改正)

第6条 技能教育施設の指定の申請等に関する規則（平成2年新潟県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第3条第1項第6号」を「第4条第1項第6号」に改める。

様式第1号中「第45条の2第1項の規定」を「第55条第1項」と改め、同様式中「㊦」を削る。

様式第2号中「㊦」を削る。

(新潟県教育委員会聴聞規則の一部改正)

第7条 新潟県教育委員会聴聞規則（平成6年新潟県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項及び第3項中、「記載し、主催者がこれに記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「㊦」を削る。

(新潟県教育委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則等の一部改正)

第8条 次に掲げる規則の規定中「㊦」を削る。

(1) 新潟県教育委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則（平成14年新潟県教育委員会規則第11号）第2号様式

(2) 新潟県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年新潟県教育委員会規則第20号）第3号様式

(教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第9条 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則（平成14年新潟県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「(別記第5号様式)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。